

(表)
 車輜・船舶・航空機損害申告書

消防署長 様		年 月 日			
申告者 住所 氏名 ㊟ 職業 電話					
1	り災場所				
	り災年月日	年 月 日	り災物件と申告者との関係	所有者・管理者・占有者	
2	車 輜	運転者氏名		用途別	
		車両番号		年式	自家・営業別
	取得年月		取得金額		
	焼けた箇所		消火のため 破損した箇所		
	爆発した箇所		そ の 他		
3	船 舶 ・ 航 空 機	船長・機長名		船名・機名	
		用途・機種		年式	トン数
	就航年月		取得金額	円	
	焼けた箇所		消火のため 破損した箇所		
	爆発した箇所		そ の 他		
4	火災 保険	契約保険会社名	契約年月日	契約保険金額	
(備考)					

(裏)

車両・船舶・航空機り災申告書記載要領

(1の欄)

- 1 り災物件と申告者との関係は、あてはまるものを○で囲んでください。
- 2 り災した場所の欄は、車両などが火災になった場所を記入してください。

(2の欄)

- 1 用途別の欄には、貨物、貨物乗用、タクシー、乗り合いバス、機関車、客車などの別を記入してください。
- 2 車両番号の欄には、ナンバープレートに記載してある番号を記入してください。ナンバープレートのない車両にあっては、未記入となります。
- 3 自家用・営業別の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。

(3の欄)

用途・機種別の欄には、客船、貨物船、旅客機、観測機、練習機などの別を記入してください。

(4の欄)

保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

備 考

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した車両1台について1枚を使用してください。
- 3 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 4 り災物件の関係者の現在使用可能な連絡先を記入してください。
- 5 火災によるり災証明を発行する場合、平日日中のみの受付となり、1日から2日の猶予をいただく場合があります。

お問い合わせ

久慈消防署	電話 0194 (53) 0119
山形分署	電話 0194 (72) 3119
野田分署	電話 0194 (78) 2119
普代分署	電話 0194 (35) 2119
洋野消防署	電話 0194 (65) 6119
大野分署	電話 0194 (77) 4119